

# 令和8年度 北秋田市立清鷹小学校『いじめ防止基本方針』

北秋田市立清鷹小学校

## 1. 基本方針策定の趣旨

北秋田市は、「心豊かでたくましい人間性を育む教育の充実」を基本理念とし、「ふるさとを愛し、自ら学び、考え、未来社会を切り拓く子ども」を目指す子どもの姿としている。それを受け、本校は「清らかに たくましく」の学校教育目標で教育活動を推進している。そのような中であって、いじめ根絶に向けての取組を一層充実させることは重要な意味をもつ。

### 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある決して許されない行為である。

この方針は「いじめ防止対策推進法」の施行(平成25年9月28日)に伴い公布された県と市の基本方針が改訂されたことや、令和3年度より鷹巣中央小学校並びに鷹巣南小学校の統合により清鷹小学校となったことを受け、全ての児童が安全・安心な学校生活を送りつつ、共に学び合う環境を作り上げるために、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図ることを目標に定める。本校の方針の趣旨を学校職員及び保護者で共通理解し、いじめ防止等のための対策を具体的にを行う。

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ防止対策推進法より抜粋

## 2. いじめ防止・早期発見のための具体的な取組

### ◇早期発見のための児童観察の充実と情報の共有化

いじめは他人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、他人が気づきにくいことがある。小さな兆候であっても、日々の打ち合わせなどで、教職員間が相互に積極的に情報交換を行い、早い段階からの確に情報をつかむ体制を整える。

### ◇いじめ発見・通報を受けたときの対応

#### ① 全教職員が団結して問題解決に取り組む体制づくり

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- ・児童や保護者から相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童や知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は、当該学年の担任や校内の「ぬくもり・さわやか委員会」に直ちに報告し、当該児童に関係する教職員で情報を共有する。
- ・関係児童から事情を組織的に聴き取り、いじめの有無の事実確認を行う。
- ・被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・状況に応じて、市教育委員会に報告する。

#### ② 被害児童および保護者への支援

- ・被害児童から、事実関係の聴取を行う。  
「いじめは決して許さない」「あなたを守る」ということをはっきりと伝え、安心感を与えるようにする。児童の個人情報取り扱いなど、プライバシーには十分留意する。
- ・事実関係を掌握できた時点で、保護者に事実関係を伝える。  
被害児童を徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝える。  
複数の教員の協力のもと、被害児童の安全確保を行う。
- ・被害児童を支える体制づくり  
被害児童にとって信頼できる人との連携を進める。  
安心して学習したり活動に取り組んだりできる環境づくりを行う。  
状況に応じて、加害児童の別室対応、出席停止制度の活用などを検討する。
- ・心理や福祉等の専門家などの外部専門家への協力依頼  
必要に応じて、外部の専門家への協力を依頼して、協力してもらう。

#### ③加害児童への指導および保護者への助言（観衆児童を含む場合もある。）

- ・加害児童から事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合、複数の教職員の連携で、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。
- ・聴取後、迅速に保護者に連絡を行う。事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、継続的に助言・コーチングする。その際は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、当該児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分留意する。

#### ④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを傍観していた児童に対しても自分の問題（いじめが起こった集団一人ひとりの問題）として、その辛さや悔しさを必ず捉えさせる。また、はやし立てたりおもしろがったりして見ている「観衆」や、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」であっても、いじめを受けていた（受けている）児童にとっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させる。また、いつ自分がいじめの被害を受けるかもしれないという不安をもっていることも考えられることから、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を育成する。
- ・いじめが認知された際、被害者や加害者だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。  
すべての児童が互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるために、担任が中心となって児童一人一人の大切さを自覚して学級経営するとともに、全教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら、安心して学校生活を過ごせるように努める。

#### ⑤ネットいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等があった場合は、学校として問題の箇所を確認し、その個所について、ぬくもり・さわやか委員会で対応を協議し、関係児童のケア等必要な措置を取る。書き込みについては、被害者の意向を尊重しながら、必要に応じて外部機関と連携して対応する。

#### ◇道徳教育の充実

- ・全教育活動を通じた人権尊重の指導、特別の教科「道徳」の充実
- ・全職員、全保護者等の共通認識と共通行動

#### ◇学級経営

- ・いじめを発生させない学級経営（諸富祥彦『教師の資質』より）

##### ①ルールが守られた「安全・安心」な学級づくり（担任のリーダーシップ）

ルールが守られた秩序のある学級の中では、精神的に弱い子でも脅えることなく安心して暮らすことができる。その秩序を担任のリーダーシップで作ることが大切である。

##### ②いじめを生まない最も基本的な学級のルールの浸透

ルール1 「人を傷つけるような言動をしない」、「死ね」、「殺す」などのひどい言葉遣いを放置し、容認してはいけない。「ちくちく言葉」「ふわふわ言葉」などのエクササイズを工夫して実施する。

ルール2 「クラスの誰かの発言は、最後まできちんと聞く」授業はもちろん、休み時間、放課後も徹底する構えを見せる。

- ・絆づくりにつながる生徒指導の三機能を生かした学級づくり

#### ◇児童主体の取組

- ・児童総会（ミニ児童総会）で話し合い・実践

・委員会主催の集会

・きたあきたふるさとサミット

◇児童のわずかな変化に気付くための取組

・市のいじめに関する実態調査（年3回）

・アセスと教育相談（年2回※必要に応じて随時）

・児童を語る会（週1回打合わせ）

◇自分が自分自身を守るための取組

・「いじめ」とは何かを指導するためのポスターの作成と活用

・いじめから自分を守るためにどうしたらいいのかを考える機会の設定（学活・道徳）

◇異年齢・他校との交流を通じた自他を尊重する態度の育成

・縦割り班活動、各種行事、正課クラブ、委員会活動、町内児童会

・比内支援学校たかのす校との交流（4年総合的な学習、4年以上七夕集会）

・おさるべ架け橋交流（1年・3年・5年）

◇インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

・PTA等において（年1回程度）

・情報モラル教育（5・6年対象に年1回、各学年の段階に合わせて実施を検討）

・系統的な指導「情報モラル指導」

・生徒指導だよりでの情報提供、啓発（必要に応じて）

・近隣小・中学校共通の「親子で決めよう利用のルール」による児童、保護者への啓発

◇体験活動等、児童が大人と関わる機会の拡充、ふるさとの人とのふれあいに学ぶ

・系統的な指導「ふるさと教育」「キャリア教育」「防災・安全指導」

・地域人材の活用

・体験学習（施設訪問、見学など）

・学校行事「入学式」「交通安全教室」「花苗植栽」「運動会」「芸術鑑賞教室」「清鷹祭」「修学旅行」  
「宿泊体験学習」「卒業証書授与式」

◇相談体制の整備

・分析とよい取り組みをまとめた事例集の周知

・相談窓口の児童、保護者へ周知

◇保護者・地域との連携

・学校報、学級通信、学級通信、生徒指導だより（定期的に）

・地域訪問（4月）

・連絡帳、電話など

・学年PTA活動（年1回）

・PTA総会（年1回）、PTA全体会（年2回）

・授業参観と懇談会（年4回）

・PTA保体部員との連携（登校指導、集団下校）

・見守り隊（スクールガード）、民生委員等との連携（交通安全教室、花苗植栽など）

・地域行事への参加（祭典、長期休業中）

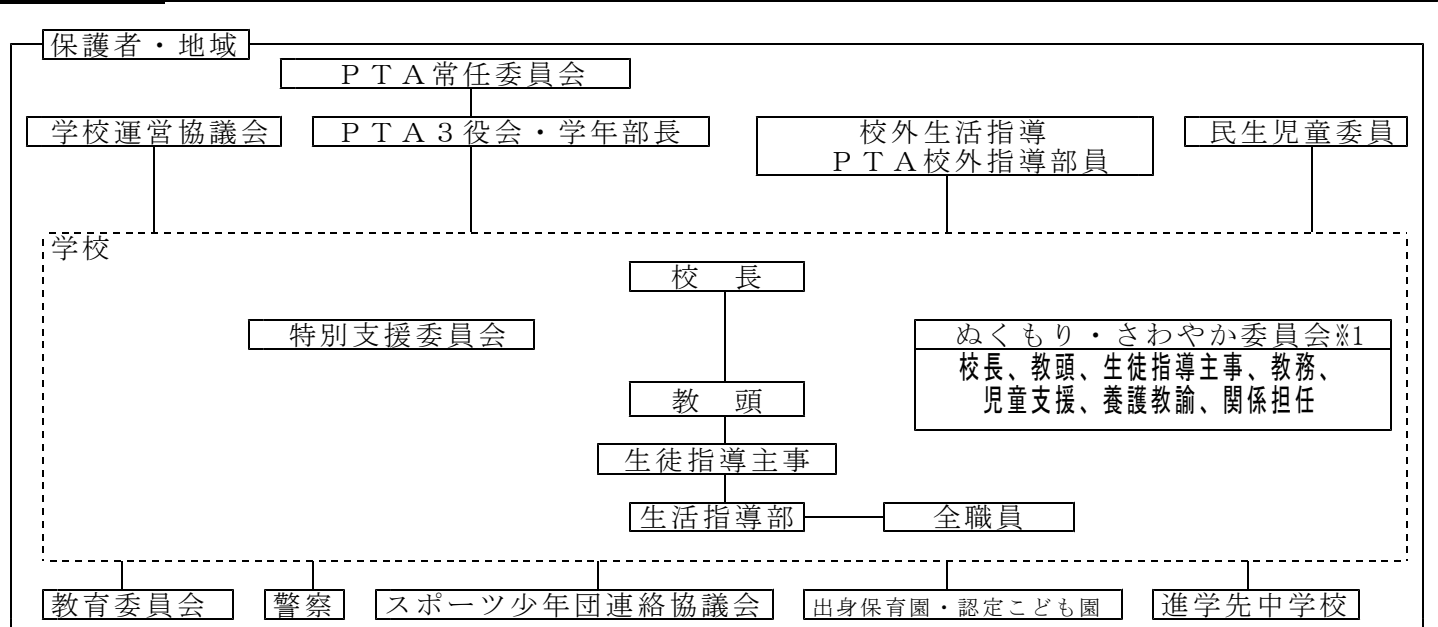
・全市クリーンアップへの参加（年2回）

・学校運営協議会（年3回）

・学校評価（年2回）

・スポーツ少年団との連絡会議（年1回）

### 3. 組織図



※1 ぬくもり・さわやか委員会の主な運営内容は、以下の通りである。  
 ① いじめ・不登校などの未然防止、早期発見・即時対応、支援などに関すること  
 ② 学習困難児童などへの対応

### 4. いじめの早期発見・組織的対応の流れ

